

令和4年度地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

和東町

(都道府県: 京都府)

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	3.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(一般コース)				
個別事業名	和東町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度	令和3 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	600,000 円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>和東町では、様々な子育て支援施策を行ってきており、就学前では、第3子以降の保育料の無償化に加え、令和元年度10月から3歳以上の幼児の保育料無償化、0~2歳児の非課税世帯の保育料の無償化などの経済的負担の軽減を図るとともに、令和2年には子育て世帯包括支援センターを設置し、相談体制の強化に取り組むなど、全国的にみても先進的な取組を行っている。また、就学後については、相楽東部広域連合において、地域社会と行政が一体となった「人づくり」を進めるため、保護者の負担軽減を図り、教育環境の向上を目指す子育て支援施策として、平成30年度から給食費、修学旅行費の無償化、令和元年度からは、校外学習費の全額補助などに取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、少子化の流れの加速に伴い和東町の18歳未満人口は減少傾向で推移しており、平成31年では381人となっている。そのため、子育て世帯が安心して働くことができ、子育てもできる体制づくりを、地域ぐるみで構築していく必要がある。上記記載の施策については、それぞれ重点的に取り組む視点を次のとおり掲げている。</p> <p>「第5次総合計画(第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)」 令和7年までに出生数約15人を重要目標達成指標に掲げ、特に重点的に取り組む施策方針については、以下の内容を掲げている。</p> <p>施策方針1 子ども・子育て支援の推進 施策方針2 親と子が共に学び育つ環境づくり 施策方針3 すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくり 施策方針4 多様な子育て家庭を支援する専門的な取組の充実 本事業のうち結婚支援に係るものについては、上記「施策方針1」に位置づけられる。</p>				
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3				
	和東町への移住定住を促進するとともに、若い世代の経済的負担を軽減し安心して出産・子育てができるように住環境を創ることにより、少子化対策と地域活性化を図るため、予算の範囲内において、新規に婚姻した世帯を対象として結婚新生活に係る住宅取得費用の一部を支援する。				
	【補助対象要件】				
	・所得要件	<input type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が400万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	夫婦の合計所得が500万円未満 ※要件緩和分は町単費にて実施	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合		
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。				
	一般コース	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	各費用に係る合計が30万円 ただし、府外からの移住世帯は60万円 ※要件緩和分は町単費にて実施	
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
		39歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	【その他独自要件】				
・夫婦の双方が町税を滞納していないこと。					
2. ①申請見込み世帯数	2		世帯		
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下		世帯	左記以外 世帯	
【積算根拠】 2件(支給見込世帯数)×30万円(補助上限額)×1/2(補助率)=300千円 ・令和2年度の夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の婚姻件数は39件であったが、予算の制約及び実際に町内に居住している世帯は少ないと予想でき、今回は2件分の申請とする。新婚世帯からの申請状況によって、追加の応募及び予算措置を検討する。					
		令和3年度見込世帯数	2	世帯	
②継続補助の見込 対象経費支出予定額	0		世帯		
	0		円		

3. 広報の実施予定

本事業のチラシを作成し、本町の広報誌やホームページへの掲載、庁舎内でのチラシ配架により配布・周知する。また、町内にある施設等への配架依頼も検討する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	出生数	人	15(令和7年)	13(令和元年)
	合計特殊出生率	%	1.8(令和7年)	0.94(平成30年)
	育児サポート人数	人	6(令和7年度)	6(令和元年度)
	低年齢保育所入所率(0歳児)	%	23.5(令和8年)	23(令和元年)
(1歳児)	%	73(令和8年)	73(令和元年)	
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	0.94(平成30年)	
	婚姻件数	件	53件(令和2年度)	
	婚姻率	%	14%(令和2年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	90(令和5年)	0(令和3年)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	55(令和5年)	0(令和3年)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	55(令和5年)	0(令和3年)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	京都府ホームページで広報を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町内にある施設や飲食店に対し、チラシ配架等について協力いただくことで幅広い対象世帯に事業を周知する。			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。